

保護者様

墨田区立緑幼稚園
園長 河原 宏子

墨田区立幼稚園における「風水害」に対するガイドライン

日頃より、本園の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

墨田区立幼稚園における台風や豪雨、大雪等、悪天候時の園児の登降園等の扱いについて、墨田区として示された一定の基準を元に、安全対策を策定いたしました。

園児の安全を確保するため、本園では次のような措置をとります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

1 墨田区としての基準

墨田区に「特別警報」(レベル5相当)、「危険警報」(レベル4相当)、「氾濫警報」、「大雨警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」(レベル3相当)のいずれかが発令された場合、以下の基準に基づき、安全対策を講じます。

(1) 前日、午後5時前の段階で、以下の状況を踏まえ、臨時休業の実施について教育委員会が検討を行い、午後5時までに第1回の判断を行います。

- ・計画運休が発表され、教員の出勤が困難となる可能性が高い場合
- ・墨田区内に特別警報(氾濫・大雨・大雪・暴風・暴風雪)、危険警報(氾濫・大雨)、警報(氾濫・大雨・暴風・暴風雪)が翌日の午前7時まで発令されている可能性が高い場合
- ・その他、登降園に支障が生じる可能性が高い場合

ア 「臨時休園とする。」と判断した場合

- ・区のホームページに掲載します。
- ・区から一斉に、欠席連絡システムで保護者に配信します。
- ・原則、幼稚園は、健康観察、安否確認等の準備をし、保護者に周知します。

イ 「翌日の午前7時に最終判断する。」と判断した場合

- ・区のホームページに掲載します。
- ・区から一斉に、欠席連絡システムで保護者に配信します。

(2) 翌日、午前7時の段階で、墨田区内に特別警報（氾濫・大雨・大雪・暴風・暴風雪）、危険警報（氾濫・大雨）、警報（氾濫・大雨・暴風・暴風雪）が発令されているかどうかで、第2回の判断を行います。

ア 登園前に発令された場合

① 午前7時までに解除された場合

臨時休園とはしません。平常保育を原則とします。

・区のホームページに掲載するとともに、欠席連絡システムで保育の実施と登園時の安全について周知します。

② 午前7時までに解除されなかった場合

臨時休園とします。

・区のホームページに掲載します。
・区から一斉に、欠席連絡システムで保護者に配信します。
・原則、幼稚園は、健康観察、安否確認等の準備をし、保護者に周知します。

イ 登園後に発令された場合

状況を判断して、「降園時刻前に」又は「一時待機」してから、保護者の引き取りによる降園とします。

※ 「大雪警報」については、登降園に支障が生じる可能性を教育委員会で判断し、対応します。

※ 「各種注意報」発令の段階では、原則平常保育とします。

2 その他

- (1) 各種連絡は、欠席連絡システムにて配信いたします。
- (2) 登園される場合には、事前にニュースや天気予報を確かめた上で、十分に注意をしてください。自宅の周りの状況などから、登園が危険と保護者の方が判断されたときは、自宅で待機させてください。
- (3) 幼稚園には、緊急の連絡等が入る場合もありますので、幼稚園への電話での問い合わせはご遠慮ください。
- (4) 当日の出欠席につきましては、保護者の方がご判断ください。欠席の場合には、欠席連絡システムにてご連絡ください。